

平成21年分政治資金収支報告書の概要

県選挙管理委員会届出の政治団体に係る平成21年分政治資金収支報告書の概要は次のとおりです。

なお、本資料は、福島県内において主として活動を行う政治団体として届出がなされている団体に係る、平成21年12月31日現在における平成21年分の政治資金収支報告書（平成21年1月1日から同年12月31日までの収支）の要旨の概要です。

1 収支報告書提出状況

平成21年分の政治資金収支報告書の提出率については、政党が94.2%（前年比4.7ポイント増）、政党以外のその他の政治団体が90.2%（同4.0ポイント増）、全体で90.9%（同4.2ポイント増）となっている。

提出団体数は、政党が178団体、その他の政治団体832団体（うち資金管理団体175団体）、合計1,010団体で、平成20年分と比較すると7団体減少している。（うち国会議員関係政治団体については、41団体であり、提出率は100%である。）

なお、今回収支報告書の未提出団体のうち、前年に引続き2年間報告書提出しないために、平成22年4月1日以降、政治資金規正法第17条第2項の規定により政治活動のため寄附を受け、又は支出することができなくなった団体が、29団体含まれている。

※平成22年4月16日福島県報第2173号告示 17条2項適用団体 33団体（前年63団体）

※この告示以降現在まで4団体が解散の届出をしているため、現在は29団体である。

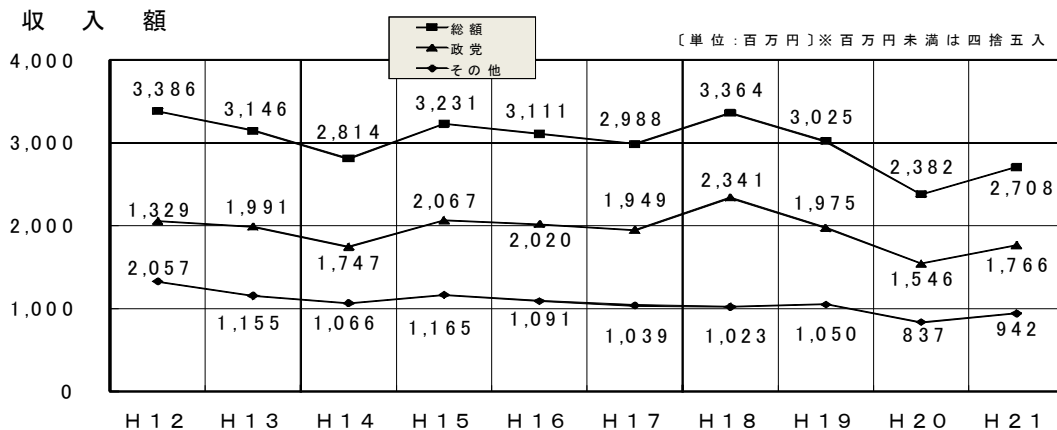
| 区分 | 年 | 政治団体数 | | 提出団体数 | | 未提出 | | 提出率 | |
|--------------|----|-------|-----------|-------|-----------|-----|-----------|----------|-----------|
| | | (A) | 対前年 増減 | (B) | 対前年 増減 | 団体数 | 対前年 増減 | (B)/(A)% | 対前年 増減 |
| 政党 | 21 | 189 | △1 | 178 | 8 | 11 | △9 | 94.2 | 4.7 |
| | 20 | 190 | △3 | 170 | △4 | 20 | 1 | 89.5 | △0.7 |
| | 19 | 193 | △1 | 174 | △4 | 19 | 3 | 90.2 | △1.6 |
| その他の 政治団体 | 21 | 922 | △61 | 832 | △15 | 90 | △46 | 90.2 | 4.0 |
| | 20 | 983 | △75 | 847 | △50 | 136 | △25 | 86.2 | 1.4 |
| | 19 | 1,058 | △26 | 897 | △47 | 161 | 21 | 84.8 | △2.3 |
| 合計 | 21 | 1,111 | △62 | 1,010 | △7 | 101 | △55 | 90.9 | 4.2 |
| | 20 | 1,173 | △78 | 1,017 | △54 | 156 | △24 | 86.7 | 0.9 |
| | 19 | 1,251 | △27 | 1,071 | △51 | 180 | 24 | 85.6 | △2.2 |

2 収入

収入総額は27億796万円で、平成20年分の23億8,231万円に対し3億2,565万円の増額となり、全体では13.7%増となった。そのうち、政党は17億6,584万円で14.2%増、その他の政治団体は9億4,212万円で12.6%増となった（「資料Ⅰ（1）収入の部」参照）。

また、収入総額で1,000万円を超える団体数は、政党を除き17団体で、平成20年分より1団体多くなっている。

〔注： 政治資金が寄附交付金等で、政党・政治団体間を移るとそれぞれの団体に収入として計上されるため重複分を含んでいる。〕



3 収入の項目別内訳

収入の項目別内訳では、前年繰越額を除くと本部支部間の交付金7億3,676万円（前年比21.4%増）が最も多く、続いて寄附が7億1,275万円（同24.3%増）、党費又は会費が2億2,856万円（同7.0%減）、事業収入が1億7,187万円（同9.1%減）となっている。

各項目の状況は次のとおり。なお、各項目における詳細な内容については、別冊「政治団体の収支報告書の要旨」の各区分ごとの内訳を参照のこと。

※ 内訳 国会議員関係政治団体 10頁～20頁

政党 34頁～45頁 資金管理団体 64頁～67頁 その他の政治団体 114頁～119頁
 （政党・資金管理団体・その他の政治団体については、国会議員関係政治団体を除く団体である。）

(1) 前年繰越額

合計7億4,098万円で、前年より政党は3.2%増、その他の政治団体は0.2%増、全体で1.8%増となっている。

なお、前年繰越額は、政党の収入総額の23.2%、その他の政治団体の収入総額の35.2%となっており、全体では収入総額の27.4%となっている。

(2) 党費・会費

合計2億2,856万円で、前年より政党は3.5%減、その他の政治団体は9.0%減、全体で7.0%減となっている。

なお、党費・会費は、政党の収入総額の4.8%、その他の政治団体の収入総額の15.2%となっており、全体では収入総額の8.4%となっている。

(3) 寄附

合計7億1,275万円で、前年より政党は8.0%増、その他の政治団体は52.3%増、全体で24.3%増となっている。

なお、寄附は、政党の収入総額の22.1%、その他の政治団体の収入総額の34.2%となっており、全体では収入総額の26.3%となっている。

(4) 事業収入

合計1億7,187万円で、前年より政党は1.5%減、その他の政治団体は15.5%減、全体で9.1%減となっている。

なお、事業収入は、政党の収入総額の4.8%、その他の政治団体の収入総額の9.2%となっており、全体では収入総額の6.3%となっている。

(5) 借入金

合計3,018万円で、前年より政党は260.0%増、その他の政治団体は571.1%増、全体で424.9%増となっている。

なお、借入金は、政党の収入総額の0.6%、その他の政治団体の収入総額の2.2%となっており、全体では収入総額の1.1%となっている。

(6) 交付金収入

合計7億3,676万円で、政党は21.5%増、その他の政治団体は20.0%増、全体で21.4%増となっている。

なお、交付金収入は、政党の収入総額の39.8%、その他の政治団体の収入総額の3.6%となっており、全体では収入総額の27.2%となっている。

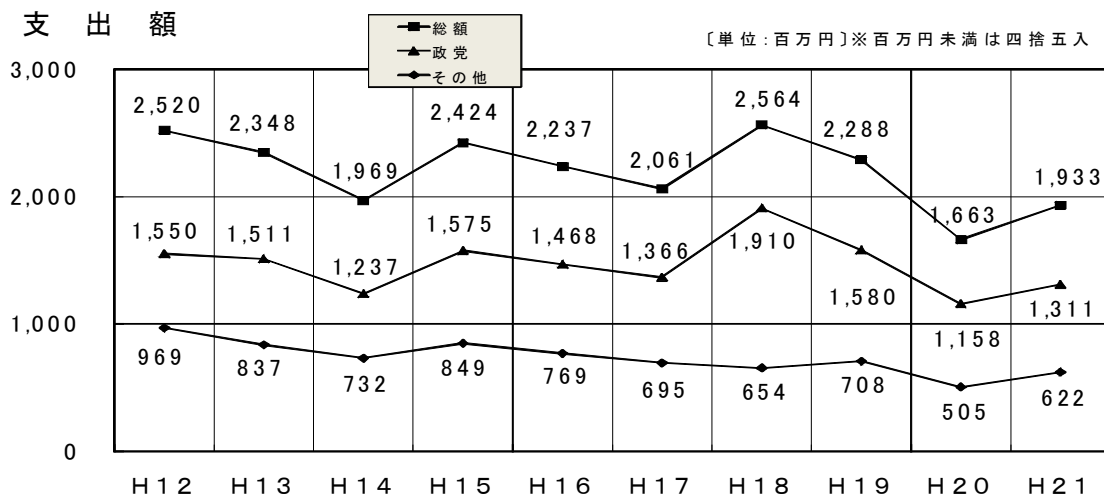
(7) その他の収入

その他の収入は(1)～(6)などに分類できない銀行等の利子収入等である。

合計8,687万円で、前年より政党は170.1%増、その他の政治団体は45.2%増、全体で157.3%増となっている。

なお、その他の収入は、政党の収入総額の4.6%、その他の政治団体の収入総額の0.5%となっており、全体では収入総額の3.2%となっている。

4 支 出



支出総額は19億3,296万円で、平成20年分の16億6,334万円に対し2億6,962万円の増額となり、全体では16.2%増となった。内訳は、政党13億1,053万円が13.1%増、その他の政治団体6億2,243万円が23.3%増となった(「資料I(2)支出の部」参照)。

内訳で最も多いのが、「政治活動費」であり、11億9,517万円で、前年より政党は25.7%増、その他の政治団体は28.2%増、全体では26.6%増となり、平成20年分の9億4,368万円に対し2億5,149万円の増額となった。

次は、「経常経費」が7億3,779万円で、前年より政党は0.2%減、その他の政治団体は12.4%増、全体では2.5%増となり、平成20年分の7億1,966万円に対し1,813万円の増額となった。

5 資 産

政治団体が有する資産等については、政党12団体、その他政治団体14団体、計26団体（うち国会議員関係政治団体9団体）から報告があった。

資産及び借入金状況は次のとおり。

(単位：万円)

| 区分 | 平成21年分 | | 平成20年分 | | 増 減 | |
|------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|
| | 団体数 | 金額(価格) | 団体数 | 金額(価格) | 団体数 | 金額(価格) |
| 土地 | 3 | 5,247 | 3 | 5,247 | - | - |
| 建物 | 4 | 8,388 | 3 | 8,298 | 1 | 90 |
| 動産 | 6 | 2,616 | 4 | 2,507 | 2 | 109 |
| 預貯金 | 4 | 1,450 | 5 | 2,000 | △1 | △550 |
| 有価証券 | 3 | 2,296 | 3 | 3,301 | - | △1,005 |
| 貸付金 | 1 | 10,000 | 1 | 15,212 | - | △5,212 |
| 借入金 | 12 | 10,248 | 10 | 6,509 | 2 | 3,739 |

※各区分毎に団体数を数えているため、同じ団体でも重複して数えている。また、1万円未満は、四捨五入している。

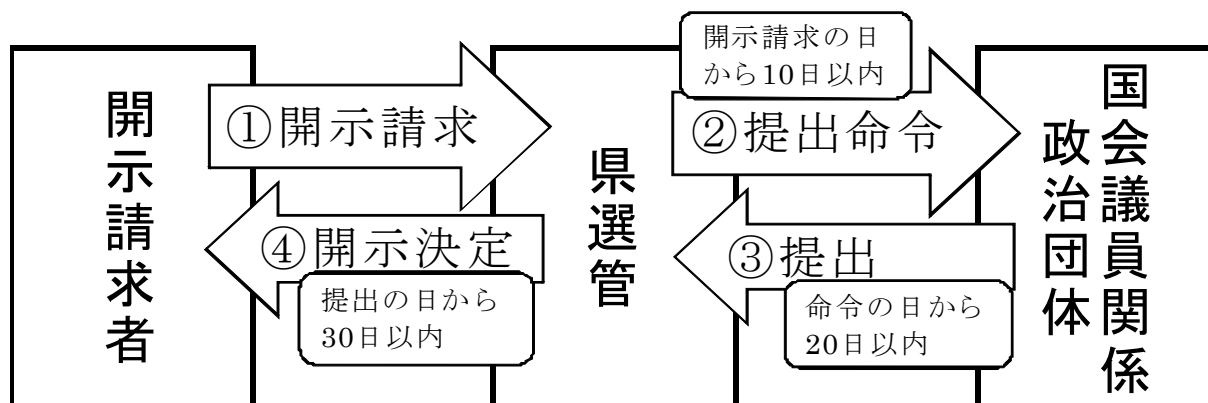
6 その他

国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの開示については、政治資金規正法第19条の16の規定により、今回の平成21年分から適用される。請求先は県選挙管理委員会となる。

開示の流れは下記のとおりで、開示請求があり次第、県選管で当該国会議員関係政治団体に提出命令をかけ、当該団体から提出があり次第県選管で開示決定を行い、開示を実施するという流れになる。

なお、手続き等の詳細については、県選挙管理委員会に問い合わせのこと。

少額領収書等の写しの開示の流れ



【政治資金規正法参考条文】

○第6条第1項（政治団体の届出等）

政治団体は、その組織の日から7日以内に、郵便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所及び主として活動を行う区域、当該政治団体の代表者（途中省略）を、都道府県の選挙管理委員会に届出なければならない。

○第8条（届出前の寄附又は支出の禁止）

政治団体は、第6条第1項の規定による届出がなされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のため、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出をすることができない。

○第12条第1項（報告書の提出）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年の収入、支出を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内（※第19条の10により国会議員関係政治団体は5月以内）に都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

○第17条第2項（無届団体とみなす措置）

政治団体が第12条第1項の規定による報告書を提出期限までに2年間提出しない場合は、第8条の規定の適用については、当該提出期限を経過した日以後は、第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなす。

○第20条第1項（収支報告書の要旨の公表）

第12条第1項又は第17条第1項（解散の届出）の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第12条第1項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の11月30日までに公表するものとする。